

事故発生の防止のための指針

1 事故対策の基本方針

社会福祉法人李白会・特別養護老人ホーム白寿園(以下、特別養護老人ホーム白寿園という)は、事故対策に関する指針を定め、施設の方針とする。

(1) 介護事故発生防止のための基本的な考え方

特別養護老人ホーム白寿園は、介護事故発生防止のため常に改善を行い、安全かつ適切な質の高い介護保険サービスを提供することを目標に介護事故発生防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービスを徹底し、組織全体で介護事故防止に取り組みます。また、介護事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう、常日頃から全職員で介護事故対応法の研磨に取り組み、介護事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努めます。

(2) 介護事故防止のための委員会

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハット及び介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故カンファレンス、事故防止検討委員会にてその内容について検討する。

(3) 事故防止検討委員会設置の目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組める体制作りを推進する。

(4) 事故防止検討委員会の構成委員

事故防止検討委員会は、施設長、事務長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護職リーダーをもって構成する。

(5) 事故対策委員会の開催

定期的に6ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また、事故発生時等、必要に応じ、随時委員会を開催する。

(6) 事故防止検討委員会の役割

① マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備

介護事故等、未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新する。ヒヤリハット報告書、事故報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新する。

② ヒヤリハット報告書、事故報告の分析及び改善策の検討

報告のあったヒヤリハットと報告、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。

③ 改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するため、職員に対して施設内研修等を実施し周知徹底を図る。

2 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して、年2回の職員研修を実施する。

3 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

- ① 事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動する。
- ② 関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講ずる。
- ③ 医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。
介護保険サービス
- ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入する。

(2) 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

(3) 関係機関への連絡・報告

事故発生時は県・市町村に対して介護事故発生等の必要な報告を行う。

4 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止検討委員会にて介護事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。また、防止策の有効性については看護職員、生活相談員、介護職員等が中心となって観察を行い、有効性が認められない場合には、再度、事故防止検討委員会にて検討する。

5 事故発生防止のための基本方針の公表

特別養護老人ホーム白寿園の事故発生防止のための基本指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に掲載し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

附則

この指針は平成 19 年 4 月 1 日から適用する

この指針は令和 元年 4 月 1 日から適用する

この指針は令和 3 年 10 月 1 日から適用する

この指針は令和 6 年 4 月 1 日から適用する